

別記様式(第7条の6関係)

※受理年月日

定期報告書

〇〇〇〇局長 殿

令和4 年 5 月 1 日

住 所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

氏 名 小売 一郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の6の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者名	(株)〇〇ストア
事業者の代表者 の氏名	小売 一郎
事業者の所在地	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 電話(03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)
業種	〇〇小売業
当該事業者が営む 当該業種に属する 事業に加盟する者 の有無	無
作成責任者名	環境部総務課 グループリーダー 小売 二郎

第1表 容器包装を用いた量

素材区分	重量[kg]
主としてプラスチック製の容器包装	① 30,000
うち、プラスチック製の買物袋	① 28,000
うち、厚手のプラスチック製の買物袋	① 1,000
うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋	① 0
うち、バイオマスプラスチック製の買物袋	① 0
主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)	① 30,000
うち、紙製の袋	① 20,000
主として段ボール製の容器包装	① 5,000
その他の容器包装	① 0
合計	65,000
対前年度比(%)	95.2

第2表 当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値(いずれかに記入)

	令和3 年度	対前年度比(%)
売上高[円]	② —	—
店舗面積[m ²]	② —	—
その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値	② 1,000,000	99.8
店舗来客数及び宅配サービス顧客数 [人]		

第3表 容器包装の使用原単位(①を②で除して得た値)

	令和3年度	対前年度比 (%)
原単位= $\frac{\text{容器包装を用いた量(1)}}{\text{当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値(2)}}$	主としてプラスチック製の容器包装	0.030 103.4
	うち、プラスチック製の買物袋	0.028 103.7
	うち、厚手のプラスチック製の買物袋	0.001 103.4
	うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋	0 —
	うち、バイオマスプラスチック製の買物袋	0 —
	主として紙製の容器包装	0.030 93.8
	うち、紙製の袋	0.020 100
	主として段ボール製の容器包装	0.005 100
	その他の容器包装	0 —

第4表 素材毎の容器包装の使用原単位の算出方法の設定に係る説明、及び容器包装の使用原単位の設定方法を変更した理由

当社では、店舗における〇〇販売と一部宅配サービスを行っている。容器包装の使用量のうち、これらの顧客に対して提供するレジ袋、紙製の袋及び包装紙、段ボール包装が大部分を占めるため、顧客数が最も容器包装の使用量と密接な関係をもっている。
以上を踏まえ、店舗への来店者数及び宅配サービス顧客数の和の前年度実績を分母として原単位を算出した。

第5表 過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況

		平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	5年度間平均 原単位変化
主として プラスチック製の 容器包装	原単位	0.038	0.035	0.033	0.029	0.030	
	対前年度 比(%)		A 92.1	B 94.3	C 87.9	D 103.4	94.26
うち、プラスチック製の買物袋	原単位	0.032	0.030	0.030	0.027	0.028	
	対前年度 比(%)		A 93.8	B 100	C 90.0	D 103.7	96.72
うち、厚手のプラスチック製の 買物袋	原単位	—	—	—	0.001	0.001	
	対前年度 比(%)		A	B	C	D 103.4	—
うち、海洋分解性プラスチック製の買物袋	原単位	—	—	—	—	0	
	対前年度 比(%)		A	B	C	D	—
うち、バイオマスプラスチック製の買物袋	原単位	—	—	—	—	0	
	対前年度 比(%)		A	B	C	D	—
主として紙製の容器包装	原単位	0.035	0.035	0.033	0.032	0.030	
	対前年度 比(%)		A 100	B 94.3	C 97.0	D 93.8	96.22
うち、紙製の袋	原単位	0.025	0.023	0.024	0.020	0.020	
	対前年度 比(%)		A 92.0	B 104.3	C 83.3	D 100	94.57
主として 段ボール製の容器包装	原単位	0.007	0.008	0.006	0.005	0.005	
	対前年度 比(%)		A 114.3	B 75.0	C 83.3	D 100	91.93
その他の容器包装	原単位	—	—	—	—	0	
	対前年度 比(%)		A	B	C	D	—

第 6 表 過去5年度間で容器包装の使用原単位が改善できなかった場合(イ)、又は容器包装の使用原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)、その理由

(イ)の理由
・(過去5年間で容器包装の使用原単位が改善できなかった理由について)
容器使用量の少ないまとめ売りから、容器使用量の多いパック販売に変更したため。
(ロ)の理由
・(バイオマスプラスチック製買物袋の原単位が改善できなかった理由について)
バイオマスプラスチックに切り替えたため。

第 7 表 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組

対象項目	具体的な内容	
目標の設定	(具体的な内容) 「2026 年度までに容器包装の使用量を原単位ベースで 20% 削減する(2021 年度比)。」という目標を立て、公表した。	
容器包装の 使用の合理化	消費者によるプラスチック製の買物袋の排出の抑制を促進すること	<input checked="" type="checkbox"/> プラスチック製の買物袋の有償による提供 (具体的な内容) 消費者へプラスチック製の買物袋を有償で提供している。
	消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること	<input type="checkbox"/> 容器包装(プラスチック製の買物袋を除く。)の有償による提供 <input checked="" type="checkbox"/> 景品等の提供 <input type="checkbox"/> 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 <input type="checkbox"/> 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 <input type="checkbox"/> その他 (具体的な内容) マイバック、マイバスケット等を持参のお客様へポイントを提供し、10 ポイントで 1 円の割引サービスを付与した。

	<p>自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること</p>	<input type="checkbox"/> 薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 適切な寸法の容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 商品の量り売り <input type="checkbox"/> 簡易包装化の推進 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <p>(具体的な内容)</p> <p>宅配サービスに用いる段ボール箱について、商品ごとに必要性を見直し、可能な商品に関しては箱の構造の簡素化を行った。</p>
情報の提供		<input checked="" type="checkbox"/> 店頭における掲示 <input type="checkbox"/> 自らの取組の内容を記載した冊子等の配布 <input type="checkbox"/> 容器包装への表示 <input type="checkbox"/> その他 <p>(具体的な内容)</p> <p>店頭において、レジ袋有料化実施中のポスターを掲示した。</p>
体制の整備等		<p>(具体的な内容)</p> <p>・資材調達部から「レジ袋削減担当者」を選出し、店舗において年間2回の講習会を行った。</p>
安全性等の配慮		<p>(具体的な内容)</p> <p>段ボール箱の簡素化に当たっては、郵送中の衝撃等により中身商品に破損等のおそれがないよう、サンプルテストを行った。</p>
容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握		<p>(具体的な内容)</p> <p>レジ袋の削減状況については、四半期毎に結果をまとめ社内会議で報告、次期の容器包装使用合理化のための取組を検討する材料とした。</p>
関係者との連携		<p>(具体的な内容)</p> <p>消費者団体と連携し、プラスチックごみ削減に係る消費者への意識調査を実施し、より一層の容器包装廃棄物の排出抑制への取組みの検討に役立てた。</p>

第8表 他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組

措置の概要

[備考]

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる活字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 4 フランチャイズチェーンの事業を行う者など、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業者（以下「本部事業者」という。）又は当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）は、「事業者名」の欄に、本部事業者を記入すること。この場合には、本部事業者が加盟者を含めた容器包装を用いた量及び取組を一括して各表に記入し、本部事業者が当該定期報告書を提出すること。
- 5 「業種」の欄には、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業のうち、該当するものを記入すること。
- 6 「作成責任者名」の欄には、本報告書の作成を担当した者の所属部署及び氏名を記入すること。
- 7 「当該事業者が営む当該業種に属する事業に加盟する者の有無」の欄には、4の「加盟者」の有無を記入すること。
- 8 この様式において、「主としてプラスチック製の容器包装」及び「主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。）」とはそれぞれ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第6号及び同条第4号に規定する容器包装の区分に従うものとする。また、「プラスチック製の買物袋」は小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項で定める「プラスチック製の買物袋」、「厚手のプラスチック製の買物袋」は同項第1号に該当するもの、「海洋生分解性プラスチック製の買物袋」は同項第2号に該当するもの、「バイオマスプラスチック製の買物袋」は同項第3号に該当するものとする。
- 9 第2表においては、容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値として同表中に掲げる「売上高」、「店舗面積」又は「その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値」のいずれかについて数値を記入すること。第3表の容器包装の使用原単位の算出に当たってどの値を用いるかは原則として事業者自らが選ぶものとする。
- 10 素材区分毎の容器包装の使用原単位の算出方法の設定については、第4表に説明を記入すること。また算出方法の設定を変更した場合は、以下のいずれかとし、同表に理由を示すこと。
 - (1) 前年度の容器包装の使用原単位も今年度と同じ方法で算出して対前年度比を求める。
 - (2) 今年度の容器包装の使用原単位を前年度と同じ方法でも算出し、今年度の容器包装の使用原単位の下に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。
- 11 第5表において容器包装の使用原単位の設定方法を変更した場合は、以下のいずれかとする。
 - (1) 過去の容器包装の使用原単位も今年度と同じ方法で算出して対前年度比を求める。
 - (2) 算出方法を変更する毎に記入する行を改行して記入する。変更した年度の容器包装の使用原単

位を前年度と同じ方法でも算出し、その年度の容器包装の使用原単位の上(以前の算出方法での容器包装の使用原単位を記入した行の右端)に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。

12 第5表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$5\text{年度間平均原単位変化}(\%) = (A \times B \times C \times D)^{1/4}(\%)$$

13 第6表において、(口)の理由が(イ)と同じ場合には「(イ)と同じ」と記入してもよい。

14 第7表において選択項目がある欄については、該当するものにV印又は■印を付し、それらの具体的内容及びその効果を記入すること。